

さまざまなところがありますし、近辺では入間市等あるわけですから、特に騒音公害等々については、どのような形で処理するかということも、これから先の課題としてほしいと思いますし、特に夜中に騒音で起こされれば、どこかに苦情を持って行きたいわけですから、市長のうちに夜中に電話するわけにはいかないわけですから、どのつまりは、がまんをしゃうというわけで、こういうことではないだろうと思うのです。ぜひ、ここについては検討していただきたいのと、この質問を最後にしますけれども、公に考えている広報、広聴等につきましては、その時間の関係もあってそうだろうと思いますが、ただ一っ今回のパラシュートのこと、僕パラシュートのことをなぜこんなにしつこく言うかということ、要するにパラシュート降下の問題については、近年においても事故を起こしている人です。あちこちで、だから言っている人です。

たとえば、去年のチーム・スピリットでも事故が多かったし、B.C.10型機が滑走路の北の端にバンクをして、三百五十名の海軍少将兵がアウトシュターミたいなもので飛び降りたみたいな事故も起こっているわけで、事故も起こるわけです。当然、滑走路を持っていますから、その上、さらにパラシュートで上か

う人が降って来るようなことが起こるようなことだから聞いたわけなのです。それについては、市長の判断では、危険かどうかという判断も含めて、それからどこか伝えたいということもあると思うのですけれども、そのときにどのようにしたのかという結果だけで結構ですから、ぜひ御答弁願いたいと思います。

○市長(田村匡雄君) 御答弁申し上げます。

この件につきましては、確かに危険とかいろいろなことがあろうかと思えますけれども、いろいろなまにになって考えてみますと、当日は風が強くて飛行できなかったということで、確かにいま考えてみればそうだろうというふうには考えるわけですが、二日後に実施したわけですから、三回やる予定を二回で打ち切ったというところもございいます。

どこに連絡したかということもございすけれども、企画部との話し合いをしたということもございす。

○議長(末次性男君) 次に、二十番指田保雄君。

(二十番指田保雄君 登壇)

○二十番(指田保雄君) 通告順に従い、一般質問を行います。

まず、国保会計に対する繰出金についてであります。御案内のとおり繰出金額は昭和五十二年度以降三千五百万円のまま据え置かれています。ちなみに、五十二年都市税収入は二十一億五千六百七十七万円であり、国保に対する繰出率は一・六二%、五十三年度は二十五億三千百二十九万円であり一・三八%、同じく五十四年度は一・二%と減少を続け、五十七年度当初ではわずかに一・八%であります。つまり、五十二年度に対比すると二分の一は減ってしまったということであります。その間、被保険者の税は一当り五十二年度二万五千九百三十七円、五十三年度一万六千六百五十三円、五十四年度一万七千五百七円とふえ続け、五十七年度当初においては、二万三千二百六十四円であり、五十二年度対比の伸び率は約五〇%であります。繰出率は二分の一、税額は約五〇%の増であります。賢明なる理事者としては、この数字が何を物語っているのかよくおわかりのことと私は信じております。改善についてどのように考えられておられるのか所信をお伺いいたします。

次に、仮称勤労者互助会について伺います。

本問題については、五十六年度第一回定例会で実施している市が八市準備中の市が六市であり、今後他市の状況等調査研究を行い、商工会等

の意見も聞きながら十分検討させていただきたいとの答弁がなされたわけでありますが、その後どのように調査研究をなされたのかお伺いいたします。

最後に、婦人問題についてであります。これについても市長より、その趣旨の重要性に鑑み、行政の許す範囲において婦人の地位向上に向け、あらゆる面で意識向上等に努力してまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。その後の努力の成果をお聞きして登壇による質問を終わります。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君) 指田議員さんの御質問に対してお答えいたします。

国保運営についてでございますけれども、御質問の国保会計は御承知のように相互扶助の精神に基づき、その制度は独立採算性の原則が取られています。当市の国保運営は、毎年厳しいながらも昭和五十二年以降の一般会計からの繰出金は、増額をしないで運営をしてあります。

しかしながら、昭和五十七年度におきましては、例年になく厳しさが思慮されております。今後被保険者に過大な負担にならないように十分配慮しながら、充分な負担をいただくとともに、一般会計からの繰出金の増額を考慮し、円

滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

なお、繰出金につきましては、独立採算性の性格を十分配慮し、一定の指針を定め、今後その対応を図ってまいりたいと思っております。

勤労者相互扶助の件でございますけれども、この件につきましては、御提案をいただきました。その後担当の方でいろいろと今後の進め方等について検討しておりますので、部長から答弁をいただきます。

婦人行動計画でございます。

昨年の六月の定例会におきましても、御質問をいただいたところでございますが、婦人問題につきましては、今日いままね男女間にさまざまな形で不平等があることは事実でございます。

当福生市といたしましても、教育を初め各担当部において部分的ではございますが、それ相応の対応をして進めてあるところでございます。今後さらに十分な検討をいたしまして、婦人地位の向上に向け行政範囲で取り組んで努力してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○市民部長（井上久雄君） それでは、市長の補足答弁をさせていただきます。

二点目にあります勤労者互助会制度のその後の経過の質問に対する答弁でございますが、勤労者互助会制度については、昨年の三月に提案をいただきました。担当いたしましたのは、他市の状況を調査いたしましたところ、現在互助会制度を実施しているところが八王子を初めいたしました。本市が実施いたしております。

その内容は、会員に対する共済金の給付、資金の斡旋、会員相互の親睦、交流等で若干の差はありますが、ほとんど同じような方法で実施している状況でございます。本市といたしましても、同様の考えのもとに、今後商工会等の協力を得まして、市内中小企業に勤務している勤労者の福利厚生を増進を図ることを目的といたしまして、アンケート調査あるいは訪問等を行って、理解を深めまして、加入してよかったと言えるような制度あるいは組織づくりを目指してまいりたいと考えている次第でございます。

○二十番（指田保雄君） 婦人行動計画については市長から答弁いただきましたので、その程度にとどめまして、勤労者互助会につきましてもいま部長から

かなり前進した御答弁がいただけましたので了解するものでございます。
国保の繰出金についてでございますが、基本的には市長が増額を考えている
と、こういうことでございますので、安心するわけでございますが、一般会計か
らの繰出率から言えば七千万円程度は繰り出していてもおかしくない、また、
市民の加入者の税の伸びからいけば五千万円ぐらいは繰り出していてもお
かしくない、公平を欠くんじやないかと思うのです。また、二十六市の繰出
金の平均は、五十七年度当初で一人当たり五千百七十一円繰り出しているわけ
です。当市において七千万円たえば繰り出したとして、その一人当たりの平均
は、四千二百九十四円になるわけです。また、二十六市平均よりも一人当たり八百
九十七円下回るわけです。二十六市平均の繰出額を計算しますと、どのく
らいになるかという、八千五百万円程度を繰り出さないと二十六市の平均にならな
い、こういうことです。

これから、この後、保育料等についての質問があるようでございますが、負
担等についても二十六市の平均ぐらいのところをいただいているんじゃないかと思
うのです。市民に負担を求めるものについては、二十六市の平均ぐらいである。

また、市が還元するものについては、二十六市平均の二分の一だということも、これはち
よと厳しいんじゃないかとこのように考えるわけです。

市長の答弁がいろいろと検討しているということでございますので、これ以上の質
問は差しひかえますが、どうか以上の点を踏まえて、公平な繰り出しができるよ
うに努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長(末次性田君) 次に十一番原敏子君。

(十一番 原 敏子君 登壇)

○十一番(原 敏子君) 一般質問をさせていただけます。

まず、保育行政について。

一点目、保育料についてお尋ねいたします。保育料のあり方につきましては、
私は再三質問を繰り返してまいりましたので、ここでは同一家庭の第二子以
降の保育料減額について質問をいたしたいと思います。

来年度より実施されようとしています保育料徴収基準額比較表を
見ますと、第二子減額は〇三階層、すなわち所得税額一万五千円より三万

円までとなっております。国の徴収金基準額表では、〇〇階層すなわち所得税額十八万円より二十一万円まで第二子減額をすむようになっております。これによりますと、福生市の保育料徴収基準では〇〇階層まで減額しなければならないこととなります。当然、その対象児童数の補助金が国から来ているはずであると思ひます。それをどのように充当していかない福生市の保育料徴収基準は、法に照してまずいのではないかと私は考えますが、市長の见解を求めます。

二点目、無認可保育所について。

現在、皆さんが御承知のように市内には十二園の認可保育園がございます。来年度の入所申込書を見ましても、総体としては未措置の幼児が減少してきています。私は、このような状態を見まして、数年先には各保育所の定員割れが起こり得る時期が来るので、保育所入所の基準を根本から考え直す必要があるのではないかと先の議会でも質問してまいりました。そして、またこの入所基準を改善しない限り、無認可保育所に市民は乳幼児を預けざるを得ない現状が生まれてきてきます。

現在、市内には無認可保育所で補助金をもらっている施設が二カ所あ

ります。しかし、市内の無認可保育所は、この二カ所だけでなくまた教カ所あるのは御承知のとおりでございます。これら、無認可保育所には、特に乳児が多く保育されております。認可された保育所に入所させる希望を持つのは、どの父母にも共通した願いであります。しかし、仕方なく無認可保育所に入所せざるを得ない状況があります。この状態をすぐ改善すべきと同時に、補助金を出していない無認可保育所に対し、補助金を出し父母負担を軽減し、よりよい保育条件をつくるべきと私は考えます。認可保育所で受け入れられない乳幼児の保育を無認可保育所に任せているこの現状に対し、市長はこのように考えられているのか、質問いたします。

保育所行政の三点目、学童保育所の父母負担について質問いたします。来年度より学童保育利用者に対し、おやつ代、教材費としての父母負担を二千円にするということです。学童保育所利用者は、小学二年より三年生までのこの三年間です。しかし、今度の父母負担につきましても、これまで利用している父母には、何も説明がないまま、次年度の申込書に書かれているだけ、のきわめて不親切な知らせ方です。そのため、この二千円は、何にどのように使わ

れ、またどのように管理されるのか市民に知らせていないのが現状です。そのため不安に思う市民や、不満に思う市民がいるのは当然です。三多摩各市町が自治体でも学児保育事業についてはまだ、まちまちです。田村市長におかれては、福生市の学童保育事業に対する父母負担の導入をどのように考えられているか質問します。また、来年度よりの父母負担の根拠についてもお聞かせください。

二点目の健康センターの充実について質問いたします。

予防医療の重要性が各方面で認識されてきています。これからの時代は、保健予防の時代とも言われています。年々国民の医療費が増大する中で早くから保健予防に力を入れていた自治体は、逆に医療費が減少しています。医療費が減少すればするほど国保財政は大変楽になります。重病ほど医療費がかかることになります。病気を早期発見し、早期治療すれば当然のこと死亡率の低下となります。福生市でもそれなりの保健予防の施策を実施してきています。しかし、この施策だけでは、まだ十分とは言えません。保健予防としての市独自の施策を積極的に取り入れて、市民の健康を守る

べきだと私は考えます。

その一つとして、主婦を対象とした健康診断をしてほしいという市民の声も数多くあります。結婚して家庭に入る婦人は、健康診断を受ける機会がきわめて少なくなっています。このような機会を数多く設けて、市民に対し自分の健康は自分で守るという意識を広げていく必要があると思います。近隣市町でも保健予防の施策はどんどん進んでいます。福生市でも保健予防の立場から、主婦を対象とした健康診断を行い、市民の要求にこたえるべきと私は考えます。市長の考え方を質問させていただきます。

それでは、三点目に市の保養施設設置についてお尋ねいたします。私はこれまで、再三市民のための保養施設を早い時期に設置すべきではないかという質問をしてきました。

昭和五十五年九月議会での私の質問に、田村市長は市民保養所を設置する計画であると答弁されています。市長が答弁の中で言われていますように、誰でも気軽に安く楽しく過ごせるような施設が現在のような社会情勢の中では、ますます必要となってきています。市民生活が逼迫している状態

の中でこそ、市民保養施設を設置し、市民生活の心のゆとりをつくる必要があるのではないでしょうか。五十五年度よりこの保養施設について検討が進められていることと思いますが、どのような検討がされたのか、また実施の時期など再度市長に質問いたします。

以上三点をもちまして、私の一般質問いたします。

○議長（末次性男君） 午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十三分 休憩

午後一時一分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

○市長（田村匡雄君） 御答弁申し上げます。

一番の保育料について、保育料のあり方につきましては、昨年福生市保育料調査専門委員会で慎重に検討していただき、御質問の第二子の取り扱いにつきましても、低所得者層には軽く、高所得者層には多く

負担を求めるところを原則といたしまして、現在のあり方ができたわけでございます。また、昭和五十七年度は、国の徴収基準に対し五〇％を徴収することが基本になっておりますが、第二子の半額の適用の階層を増加させることは、逆に第一子の負担を増加させることになり、この問題につきましては、今後国の徴収基準に対しどれだけの徴収するかという徴収率の上昇を基準に検討していく問題であると考へております。

第三点目でございます。

当市における無認可保育所の補助制度は昭和四十三年十一月からでありましたが、この理由は、当時保育所の不足を補う暫定措置としてやむを得ずできた制度であります。

保育所は本来、完全な環境と指導のもとに保育されることが基本であり、最近における無届け保育室の増加は、児童の安全のためには問題があり、厚生省も劣悪な施設の排除のため、児童福祉法の改正を行ったことは御案内のとおりでございます。

一方、当市における認可保育所においても、児童数の減少により私立保育所

の運営の不安という問題が生じておりますが、このような状況の中で、今後この補助制度を拡大することは、私立保育園の運営に支障をきたすことも考えられ、当市といたしましては、この補助制度を広げる考えはございません。なお、東京都においても同様な方針であります。

第三点目でございます。

児童保育所は、昭和四十二年から行われ、都の補助要綱に基づきその運営費は予算の範囲内において補助されたわけでございますが、昭和五十三年から教材費と間食費については補助が打ち切れ、市の財源の補填により現在までたわけてあります。

しかし、保育料や学校の給食費が徴収されていることを考えれば、きわめて公平な欠く問題であり、新年度から教材費と間食費の徴収に踏み切った次第であります。なお、生活保護世帯等につきましては減免していく方針であります。また、費用につきましては、他市とのバランスも考え二十円とし、会計はすべて本人に還元されるわけであります。自主会計としていく方針であります。

次に健康センターの充実でございます。

市民の健康診断につきましては、御承知のとおり、子宮がんの検診を初め幾

つかの検診を実施しておりますが、四月から保健婦も配置されますので、現在の検診内容の見直しも含め、充実していく所存であります。また年齢の引き下げ等、対象範囲の拡大も一つの方法と考えますが、受診者数も考慮しながら、当面は現在の三十五歳から四十歳ぐらいを対象といたして実施していく考えでございます。

次に、市の保養施設でございます。市の保養施設の設置につきましては、御承知のとおり福生市の基本計画にあって、市民保養所として設置する計画でございます。したがって、今後もし引き続き実施の時期等につきまして検討してまいりたいと思っております。しかし、昨今の地方公共団体を取り巻く財政状況は非常に緊迫しておりますので、早急に設置することは不可能と思っておりますが、よろしくひとつ御理解をいただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○十一番(原 敏子 君) それでは、自席から再質問させていただきます。

まず、保育料の点につきまして、いま市長が言われたことが、私の答弁になると思わないうですが、私が質問しているのは、国の基準で所得税額が

十八万円以上、二十一万円未満までは国は第二子以降を減免、減額するといふような方針が出て、国の徴収金の基準額表ではそうなっているわけですが、それを先ほども登壇して質問した中で私が言いましたように、それが福生市に当てはめると、D10階層までは所得税額に当てはまるのだということなのです。理事者の方は御存じだと思いますけれども、五十五年度の事務報告で計算してみますと、国の階層別措置延べ人員といふところで見ますと、延べ九百七十三人、月平均八十一人ぐらいが減額されているような対象になるといふふうに考えるわけなのですけれども、国の補助金としては、そういうふうに減額した分の補助金が来ているといふふうに私は思っておりますけれども、いってみれば保育料の超過負担ですか、国と都の保育料の保育料が違ふので、そこにこうやって充当しているといふふうではないのかなと、私は考へておるのですけれども、それが法に触れるのではないかということをお質問してゐるので、それをもう一度聞かせてください。

市長のいま言われた、これをすると第一子が高くなるということなのですけれども、それがどういふことかちよとわかりませんで、それを聞かせてください。

それと、無認可保育所について。

確かに、保育所不足を補うために、都が補助金を出して、いまこの無認可保育所の補助を出す中で、市がこのほかに上乗せをしている事情があるわけなのですけれども、もともこの無認可保育所というのは、児童福祉法の二十四条のただし書きにもありますように、このやむを得ないことがあるために、保育に欠ける子供を保育所に入所させるということなのです。それが、入所の処置ができない場合があつても、市町村長は、その他の適切な手法を取らなければならぬ義務を負っているということだといふふうに私は解釈するわけなのですけれども、

そうしますと、いま現実には無認可保育所に預けられてゐる子供が、保育園の生後六ヶ月から五歳児までですが、認可された保育園で措置できる子供は、その中で措置できないために無認可保育所に預けざるを得ないことがあるわけですが、それが、私は二十四条のただし書きに当てはまるのではないかといふふうに考えるわけですが、ですから、私はこの無認可保育所に市町村長が保育園に措置しなければならぬけれども、保育所の年齢制限とか保育時間制限とかで、親が預けられないような状態の中で、仕方なく無認可

保育所に預けようという点を考慮するならば、私は当然補助金というよりも、市町村長が、無認可保育所に対して、委託金を支払うべきではないかというふうには考えるわけです。

で、この中で考えますと、先ほど市長が言われました民間保育所が定員割れになってきて、経営は困難になるからなおさら無認可保育所には補助金を出すことはしないのだということは言われましたけれども、私はこれまでも再三この問題についても指摘してきました。産休明けの保育所や、長時間保育、夜間保育を今後行政として取り上げない限り、これは民間保育所の経営は難しいことは、無認可保育所に補助金を出さないからといって、それが解消するということではないというふうに思っています。無認可保育所へ行っている子供の一番の大切なところは、生後産休明けから保育してもらえるところに、一番多くのメリットがあるわけです。そこに補助金を出すのは、やはり市町村長の児童福祉法二十四条のただし書きを見ても、市町村長の義務だということ。私は思うのですが、それらの点というふうに思われているのか。もう一度ここで質問させていただきたいと思えます。これは、民間保育所が経営難に

なるということだけでは、解消しないという問題だと思えます。

それと、学童保育所の父母負担につきましては、この二千円の内訳は教材費とおやつ代、そして会計は自主会計ということ。この間の厚生委員会でも聞いていますし、そうしますと学童保育所に入所させている父母に対して、昭和五十七年度からこの学童保育所の父母負担二千円を納入するということは、説明されているか。それで、本来ならば私は子供を持つ母親として、子供たちにそれが還元されるということでは、私もその金額がいいかどうかということはあれですけれども、そんなに不満があるとは考えませんが、これが行政として一方的に打ち出されたものです。果たしてどうなのかというふうに考えざるを得ないのですが、私たち議員にはいろいろな資料をいただきました。市の持ち出しが幾らで幾らかかるとかという資料もいただきましたけれども、私の聞るところによりますと、この学童保育所の二千円の父母負担につきましては、次年度の申し込みのときに下の欄に、行来年度からは月二千円かかりますという報告があっただけのように聞いておりますが、それでは私は、一番最初に質問しましたように、この父母になかなか納得をしていただけないのではないかというふうに思っています。そして、その二千円